

平成28年度 税制改正要望項目

平成27年8月
金融庁



平成28年度税制改正要望における 主要要望項目

※<>内はページ番号

1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

- ◆ NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上<p.3>
- ◆ マイナンバーの導入に伴う手続の簡素化<p.8>
- ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)<p.9> [金融庁主担、農水省・経産省が共同要望]

2. 地域経済の活性化に資する中小企業の事業再生支援

- ◆ 事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長<p.13> [金融庁主担、内閣府・経産省が共同要望]
- ◆ 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長<p.15> [金融庁主担、内閣府・復興庁が共同要望]

3. 「国際金融センター」としての利便性向上と活性化

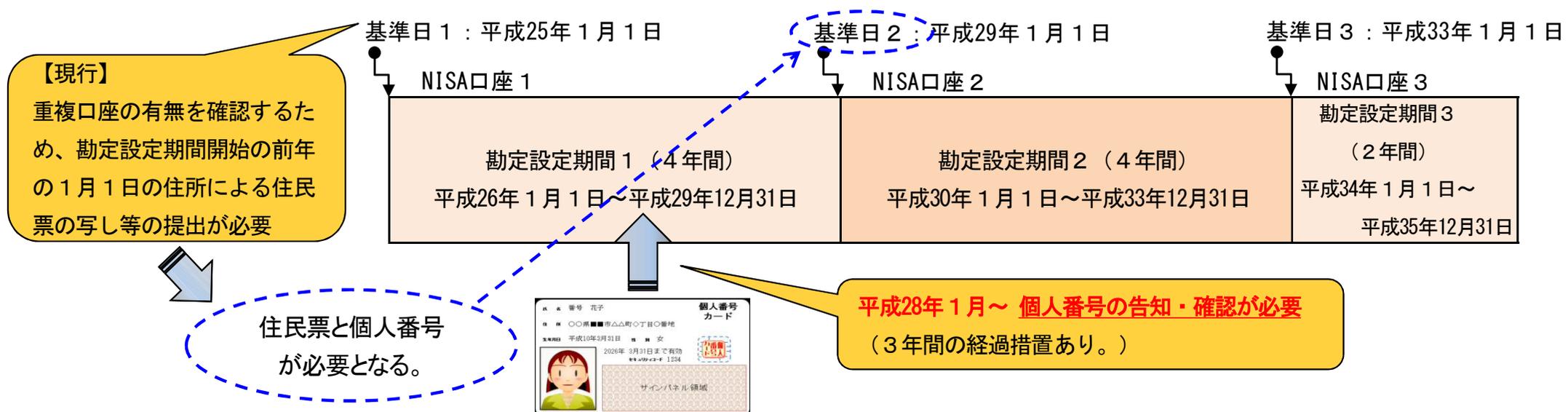
- ◆ 債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置(レポ特例)の適用拡大<p.17> [金融庁主担、財務省が共同要望]
- ◆ 日本版スクークに係る非課税措置の恒久化<p.18>

1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

◆NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上

【現状及び問題点】

- NISA口座については、勘定設定期間毎に重複口座の有無を確認するため、当該勘定設定期間開始の前年の1月1日の住所による住民票の写し等の提出が必要となるが、マイナンバー制度の導入後は住民票の写し等に加え、個人番号の提出も必要となる。
- NISAの更なる普及・定着に向け、煩雑な手続きが利用者の投資意欲を減じないよう、口座開設手続き等を見直す必要がある。



【要望事項】

- NISA口座開設時の重複口座の有無の確認方法として、平成30年以降一律に個人番号のみを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること
- 現在、NISA口座を保有している者が定期的に求められる重複口座の確認について、マイナンバー制度開始以降、金融機関に対して個人番号の告知を行った場合には、次回以降の確認は不要とすること

(参考) 現行のNISAの概要

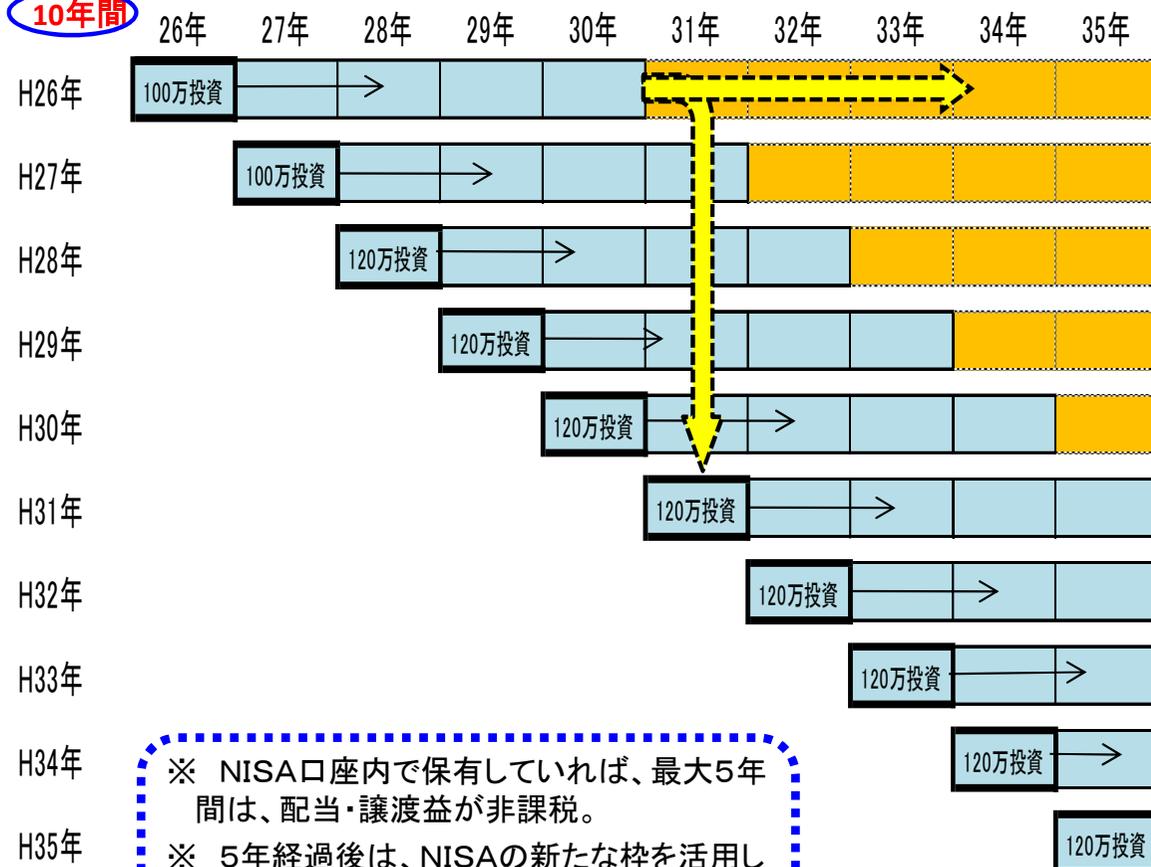
【趣旨】

投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

項目	内容
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の 配当・譲渡益
非課税 限度額	毎年、新規投資額で100万円を 上限(H28年1月から120万円) (ロールオーバー可)
投資可能 期間	10年間 (H26年～H35年)
非課税期間	最長5年間
損益通算	特定口座等で生じた配当・ 譲渡益との損益通算は不可

H26年から

10年間



※ NISA口座内で保有していれば、最大5年間は、配当・譲渡益が非課税。

※ 5年経過後は、NISAの新たな枠を活用して非課税保有を続ける(ロールオーバー)か、通常の口座に移して、継続保有。

(参考)ジュニアNISAの概要

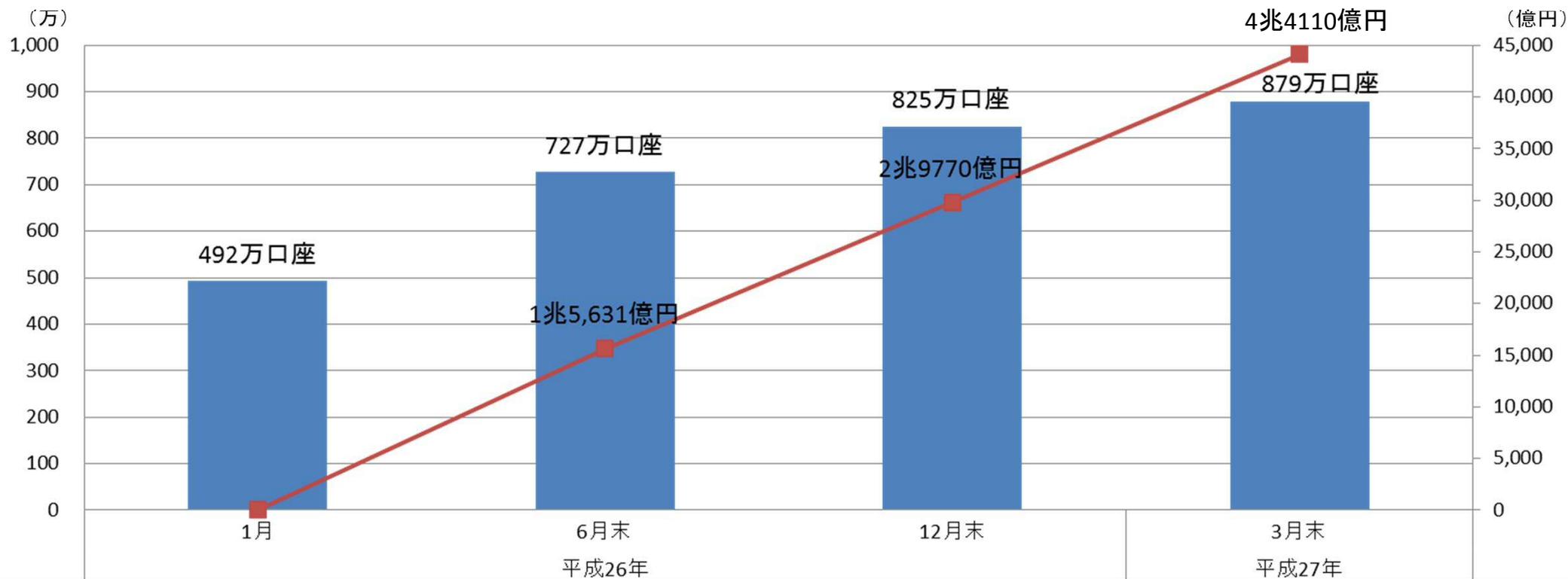
【制度趣旨】

若年層への投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

- 【期待される効果】
- ① 若年層への投資のすそ野の拡大
 - ② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
 - ③ 長期投資の促進

項目	摘要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
非課税限度額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等（※成人NISAに準ずる）
投資可能期間	平成35年まで（※成人NISAに準ずる）
非課税期間	投資した年から最長5年間（※成人NISAに準ずる）
運用管理	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う・ 18歳まで払出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする

(参考)NISA口座開設数及び購入額の推移(平成27年3月31日現在)



○NISA総口座数は、879万1,741口座 (3月末時点)

- ・平成26年12月31日時点の約825万口座から、約54万口座、6.5%増

○NISA総買付額は、4兆4,109億8,051万円 (3月末時点)

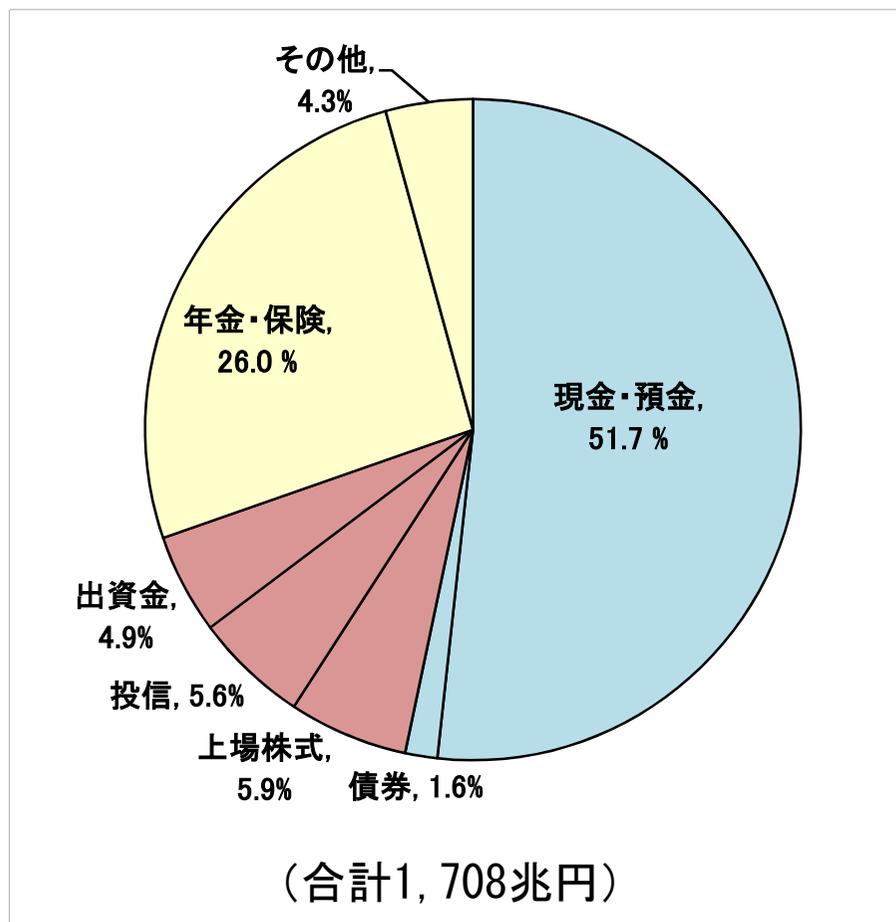
- ・平成26年12月31日時点の約2兆9,770億円から、約1兆4,340億円、48.2%増

- ・商品別内訳は、

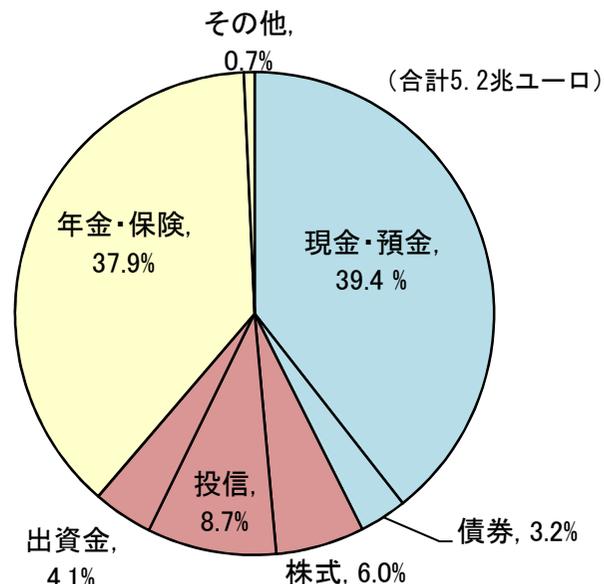
上場株式	1兆3,983億7,632万円	(31.7%)
投資信託	2兆9,154億358万円	(66.1%)
ETF	562億7,281万円	(1.3%)
REIT	409億2,780万円	(0.9%)

(参考)家計金融資産の国際比較

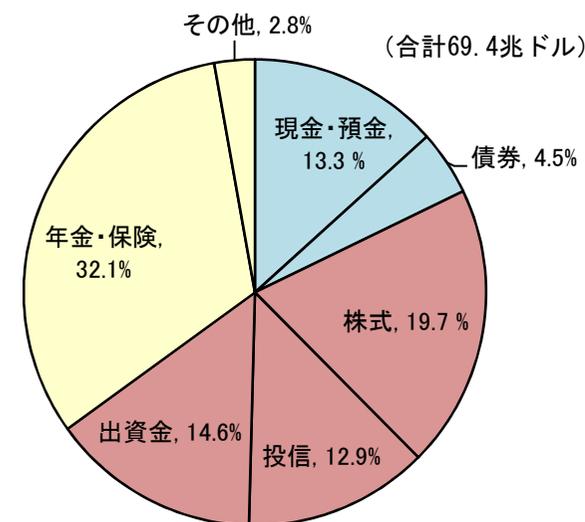
日本 (2015年3月末)



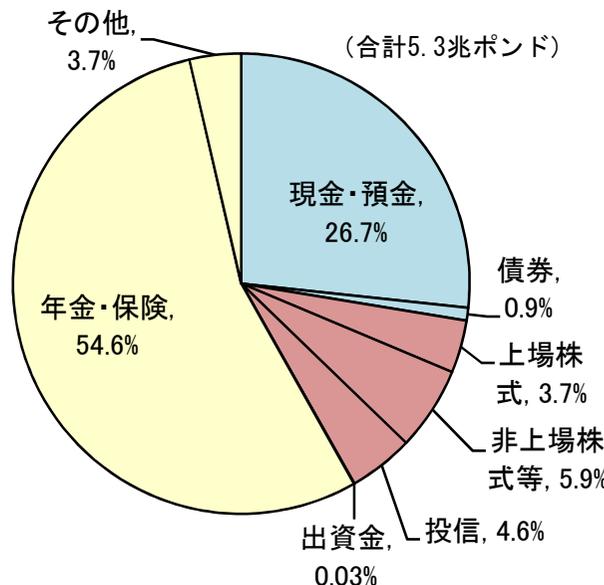
ドイツ (2014年12月末)



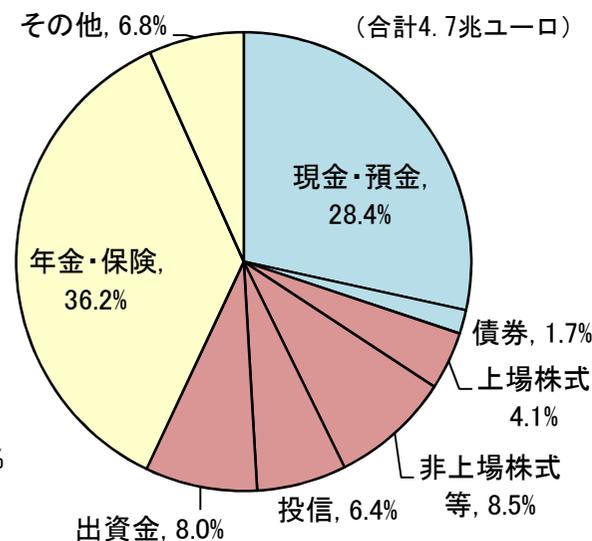
米国 (2015年3月末)



イギリス (2014年12月末)



フランス (2014年12月末)



(注) 日本は「家計」をベースとした値。ドイツ、米国、イギリス、フランスは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値。

(出典) 日本: 日本銀行「資金循環統計」、ドイツ: Deutsche Bundesbank "Financial Accounts for Germany"、米国: Federal Reserve Board "Flow of Funds Accounts"、イギリス: Office for National Statistics "United Kingdom Economic Accounts"、フランス: Banque de France "Quarterly financial accounts France"

◆マイナンバーの導入に伴う手続きの簡素化

【現状及び問題点】

- 「マイナンバー制度」は、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保及び国民の利便性の向上を図ることを目的として、平成28年1月より導入予定
- 個人投資家のすそ野拡大を図る観点からは、投資家の利便性向上が重要であるところ、マイナンバー制度を活用し、投資に係る各種税務手続きの簡素化を図ることは同制度の基本理念にも適う。

(参考)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋
(基本理念)

第3条第2項 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

【要望事項】

- 顧客に交付する税務書類(特定口座年間取引報告書、配当の支払通知書等)の写しについて、漏えいリスクの観点から個人番号の記載を不要とすること
- 証券口座開設手続き等の際に個人番号の告知を行った者が、その後、同一の金融機関において個人番号の告知を必要とする他の口座開設手続き等を行う際には、再度の番号告知及び番号確認の書類の提示を不要とすること

金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [金融庁主担、農水省・経産省が共同要望]

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【要望事項】

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		25年改正により、28年1月から 損益通算が認められる範囲
預貯金等	源泉分離	—	

【平成27年度税制改正大綱(抜粋)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」 9

(参考) 金融所得課税の国際比較 (網掛け部分が損益通算の対象)

日本 (平成28年1月～)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離課税 (20%) (注1)	申告分離課税 (20%)
特定公社債・公募公社債投信	申告分離課税 (20%)	申告分離課税 (20%)
デリバティブ取引	申告分離課税(20%)	

※上場株式等、先物取引等の損失については、それぞれの範囲内で**3年間**の損失繰越可能

イギリス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
株式・株式投信	段階的課税 (10%, 32.5%, 37.5%)	段階的課税 (18%, 28%)
債券・公社債投信	段階的課税 (10%, 20%, 40%, 45%)	非課税
デリバティブ取引	申告分離課税(18%, 28%)	

※譲渡所得(株式・土地等)の範囲内で**無期限**に繰越可能

ドイツ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
株式・株式投信	分離課税(申告不要) (25%)	分離課税(申告不要) (25%) (注5)
債券・公社債投信	分離課税(申告不要) (25%)	分離課税(申告不要) (25%)
デリバティブ取引	分離課税(申告不要)(25%)	

※金融所得の範囲内で**無期限**の繰越可能

アメリカ

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
株式・株式投信	段階的課税 (0%, 15%, 20%)	長期: 段階的課税 (0%, 15%, 20%)
債券・公社債投信	総合課税 (注2) (10~39.6%)	短期: 総合課税 (10~39.6%)
デリバティブ取引 (注3)	総合課税(10~39.6%)	

※譲渡所得の損失については、**無期限**の損失繰越可能

フランス

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
株式・株式投信	総合課税 (14%~45%)	総合課税 (14%~45%)
債券・公社債投信	総合課税 (14%~45%)	総合課税 (14%~45%)
デリバティブ取引 (注4)	総合課税(14%~45%)	

※譲渡所得(有価証券等)の範囲内で**10年間**の繰越可能

(注1) 総合課税(5~45%)も選択可能。

(注2) 年間3000ドルを上限に配当、利子、給与等の通常所得と通算可能。

(注3) 上場デリバティブ取引以外のデリバティブ取引は、通常所得となり、総合課税。

(注4) 国外デリバティブ取引は、総合課税で、キャピタルゲインと通算不可。

(注5) 株式の譲渡損は、(税収確保のため)株式の譲渡所得とのみ損益通算が可能。

(注6) アメリカは、他に州・地方政府税が課税。ドイツは、他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税。フランスは、他に社会保障関連諸税(15.5%)が課税。

(参考)個人投資家の株式投資等に係る税制一般の国際比較

(財務省資料より作成)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
株式等	譲渡益課税	(注2) 20% (申告分離課税 ^(注3))	(注5) 長期 0%、15%、20% (段階的課税) 短期 10%～39.6% (総合課税)	18%、28% (段階的課税) (土地等の譲渡益と合わせて 11,000ポンドが非課税)	(注7) 25% (分離課税(申告不要) ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が 801ユーロ以下は非課税)	(注9) 14～45% (総合課税)
	配当課税	(注2) ① 20% (申告分離課税 ^(注3)) 又は ② 10～55% (総合課税)	(注5) 0%、15%、20% (段階的課税)	10%、32.5%、37.5% (段階的課税)	(注7) 25% (分離課税(申告不要) ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が 801ユーロ以下は非課税)	(注9) 14～45% (総合課税)
	法人税との 二重課税の 調整措置 (注1)	配当所得税額控除方式 (総合課税選択の場合)	調整措置なし	(注6) 部分的インピュテーション方式	調整措置なし	配当所得一部控除方式 (受取配当の60%を株主の 課税所得に算入)
	利子課税	20% (源泉分離課税 ^(注4))	(注5) 10～39.6% (総合課税)	10%、20%、40%、45% (段階的課税)	(注7) 25% (分離課税(申告不要) ^(注8)) (譲渡益・配当・利子の合計が 801ユーロ以下は非課税)	(注9) 14～45% (総合課税)

(注1) 配当の二重課税問題は、法人の受取配当においても発生。我が国では、法人の受取配当について、益金不算入の制度が設けられてはいるが、持株割合25%未満の株式に係る配当等については、その50%しか益金不算入が認められていない。

(注2) 日本は、上場株式等についての税率。

(注3) 特定口座において源泉徴収を行う場合には申告不要も選択可。

(注4) 平成28年1月より、特定公社債等については申告分離課税。

(注5) アメリカは、他に州・地方政府税が課税される。

(注6) 受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。

(注7) ドイツは、他に連帯付加税(税額の5.5%)が課税される。

(注8) 申告により総合課税も選択可。

(注9) フランスは、他に社会保障関連諸税(15.5%)が課税される。

2. 地域経済の活性化に資する中小企業の事業再生支援

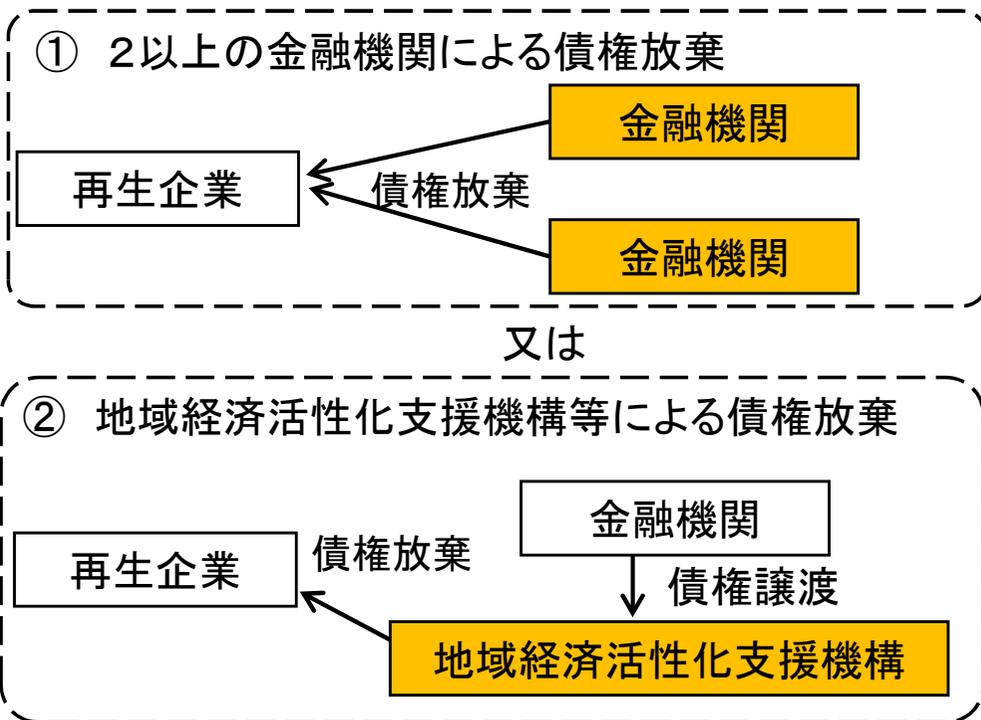
◆事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長 [金融庁主担、内閣府・経産省が共同要望]

【現状と問題点】

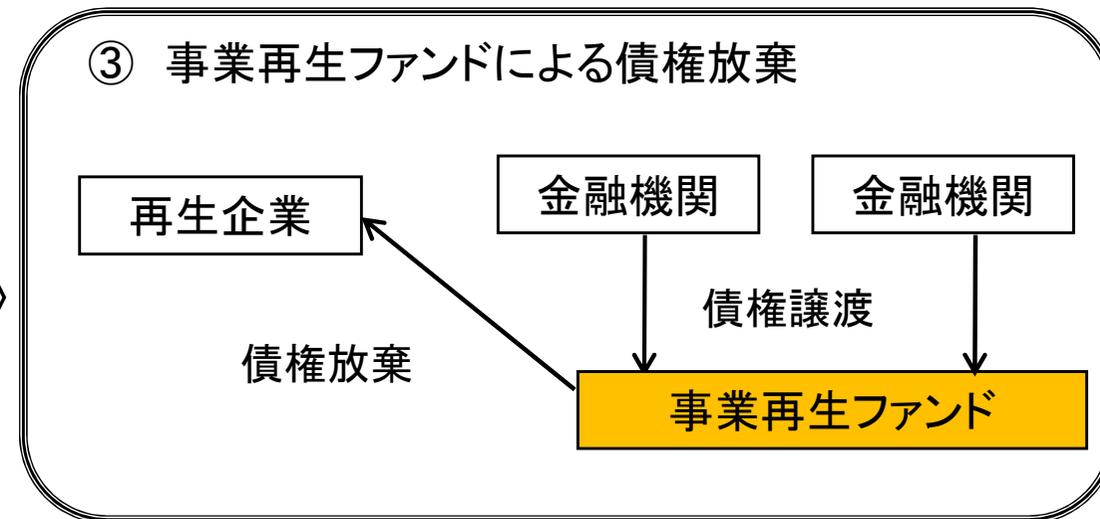
○ 企業再生税制については、中小事業者の再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、内閣総理大臣等が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、適用の対象となるよう措置されているところ。

【要望事項】 引き続き、中小事業者の再生を支援する必要があることから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置の適用期限を3年間延長すること。

【これまでも認められていたもの】

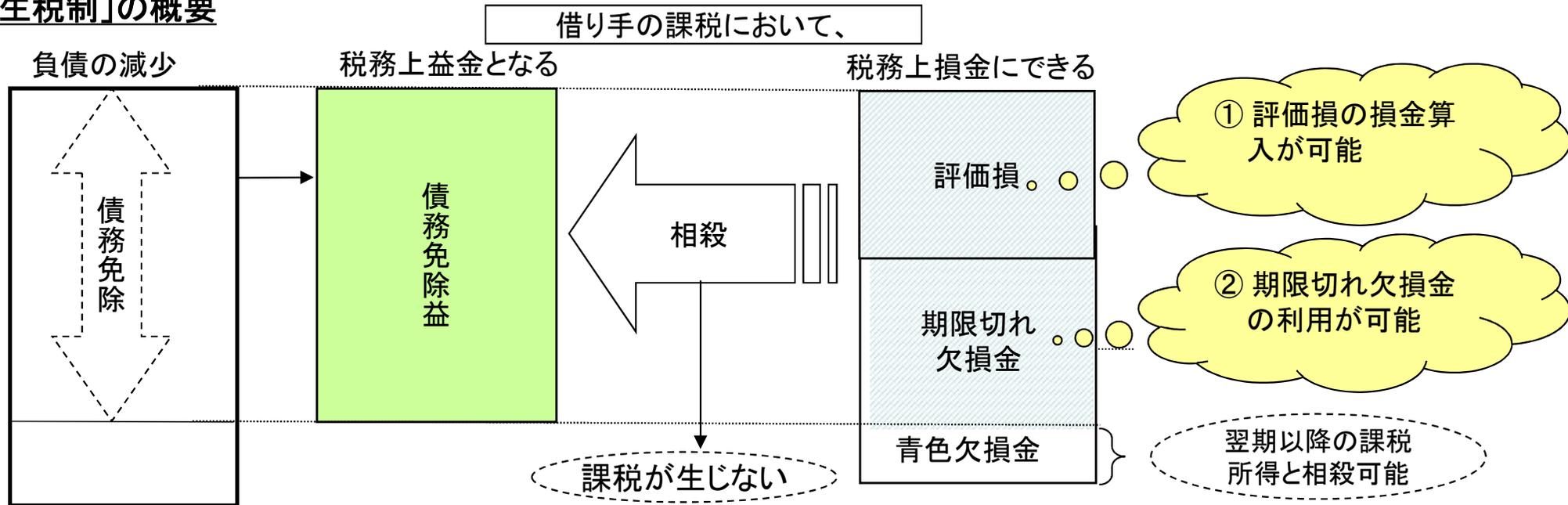


【25年度改正により認められたもの(28年3月末期限切れ)】



(参考) 企業再生税制の概要・適用要件

○「企業再生税制」の概要



○「企業再生税制」の適用要件

(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定(法的整理)

(2) 上記の再生計画認可の決定に準ずる事実の発生(私的整理)

⇒ 債務処理に関する計画が下記①～③のいずれにも該当し、かつ、④又は⑤に該当するものに限る。

① 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての準則*に従って策定されていること。

* RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の策定手順、事業再生ADR、地域経済活性化支援機構の実務運用標準等

② 公正な価額による資産評定が行われ、当該評定に基づく実態BSが作成されていること。

③ 上記実態BSにおける資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務免除等をする金額が定められていること。

④ 2以上の金融機関等が債務免除等をする事が定められていること。

又は

⑤ 地域経済活性化支援機構等が有する債権等につき債務免除等をする事が定められていること。

◆経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長 [金融庁主担、内閣府・復興庁が共同要望]

【現状及び問題点】

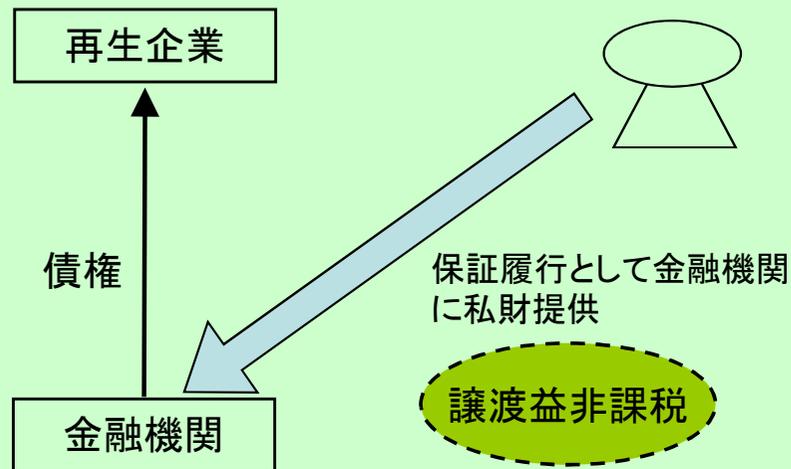
- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」^(注)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成28年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。

【要望事項】

引き続き、中小事業者の再生を支援する必要があることから、再生企業の保証人となっている経営者が私財提供を行う場合の特例措置の適用期限を3年間延長すること。

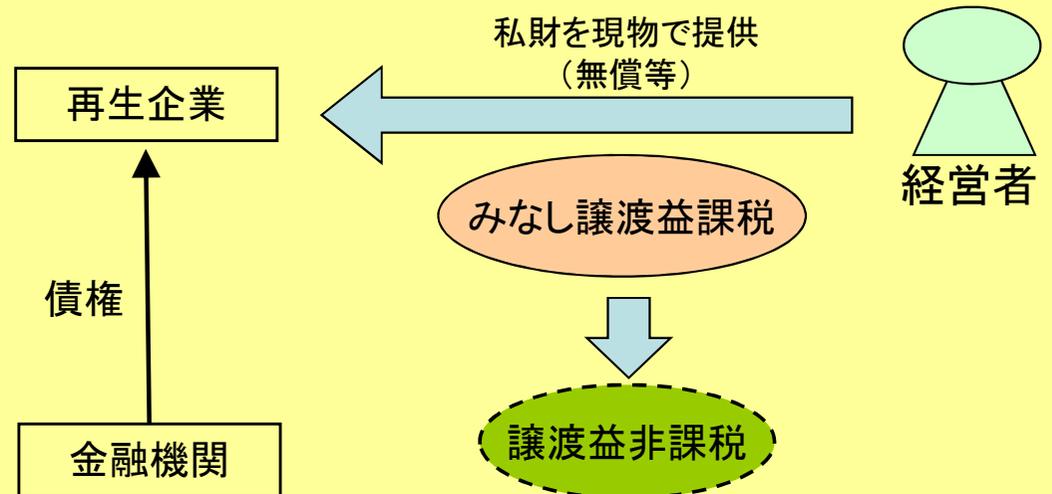
【これまでも認められていたもの】

○金融機関に直接私財提供



【25年度改正により認められたもの(28年3月末期限切れ)】

○再生企業に対して私財提供



(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

3. 「国際金融センター」としての利便性向上と活性化

◆債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置(レポ特例)の適用拡大 [金融庁主担、財務省が共同要望]

【現状及び問題点】

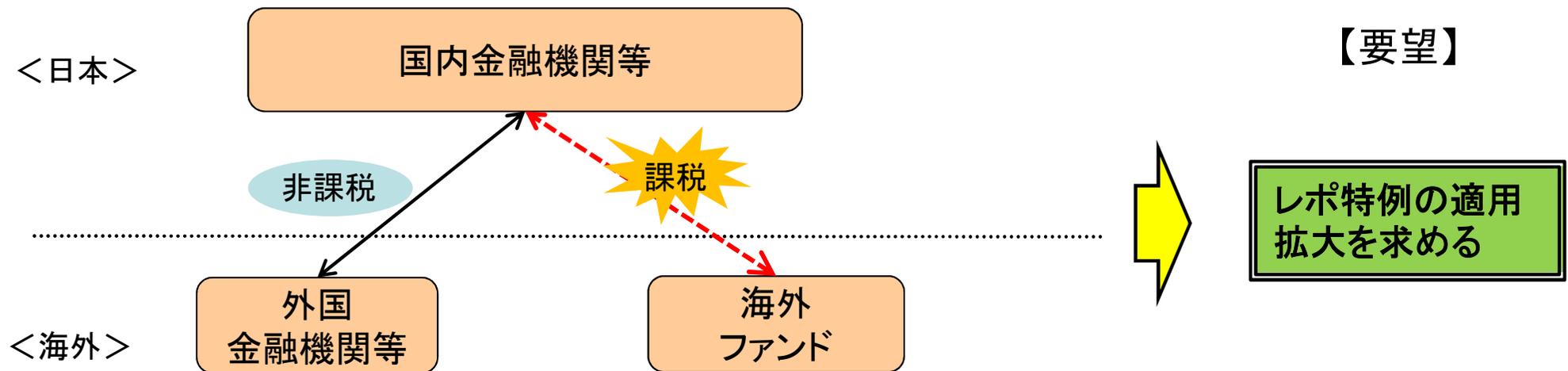
- クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に関し、外国金融機関等が本邦金融機関等から受取るレポ差額は非課税とされている(レポ特例、租税特別措置法42条の2)。
- しかしながら、現行では、レポ特例の対象は、本邦の金融機関等と外国金融機関等との取引に限定されているため、本邦の金融機関等が海外のファンドと直接行うレポ取引はレポ特例の対象とならない。
- このため、クロスボーダーのレポ取引の利便性や活性化が阻害されている。

【要望事項】

クロスボーダーのレポ取引の利便性の向上と活性化のため、レポ特例の適用を拡大すること。

【現行】

レポ特例の対象取引



※現行、レポ特例の対象は、国内金融機関等と外国金融機関等との間の取引に限定されている。

◆日本版スークに係る非課税措置の恒久化

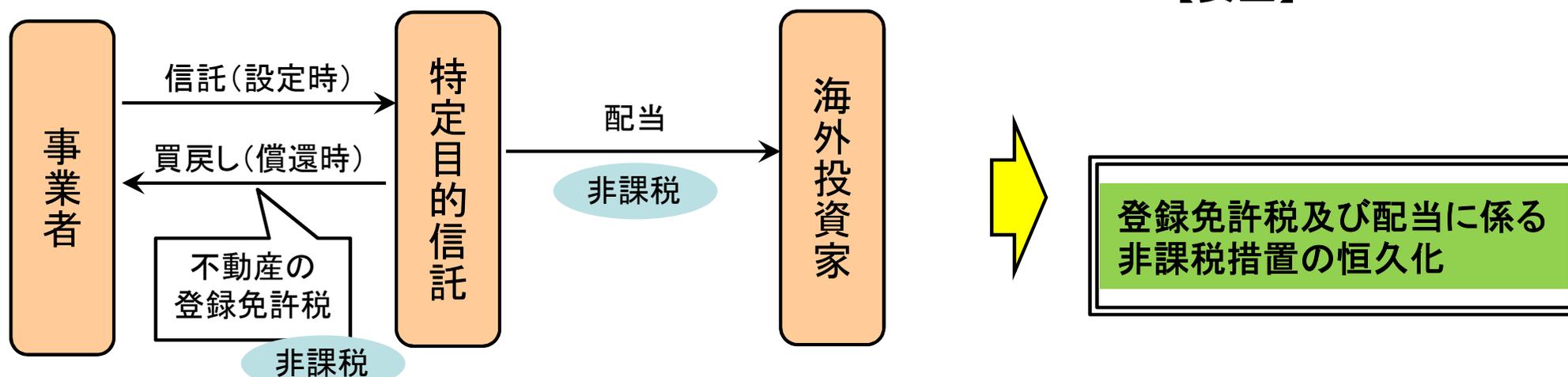
【現状及び問題点】

- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スーク）に関する税制（日本版スークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化）が、平成23年度の税制改正によって措置された。
- 日本版スークの発行を促し、日本市場の利便性と活性化を図る観点から、これらの非課税措置の恒久化が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は平成28年3月末とされている。

【要望事項】 日本版スークに係る非課税措置を恒久化すること。

【現行】

＜日本版スークに係る非課税措置＞
（平成28年3月末まで）

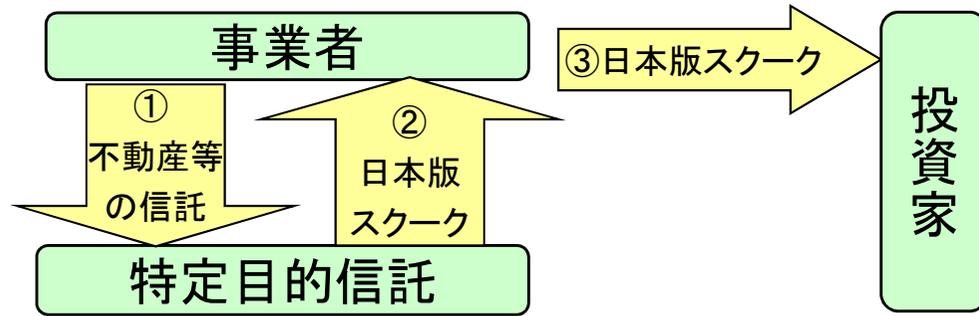


【要望】

- ※ 海外投資家が受取る振替社債等（日本版スーク及びレベニュー債を除く）に係る利子及び償還差益については恒久的に非課税。
- ※ 事業者が特定目的信託に不動産を信託する際の移転登記に係る登録免許税については恒久的に非課税。

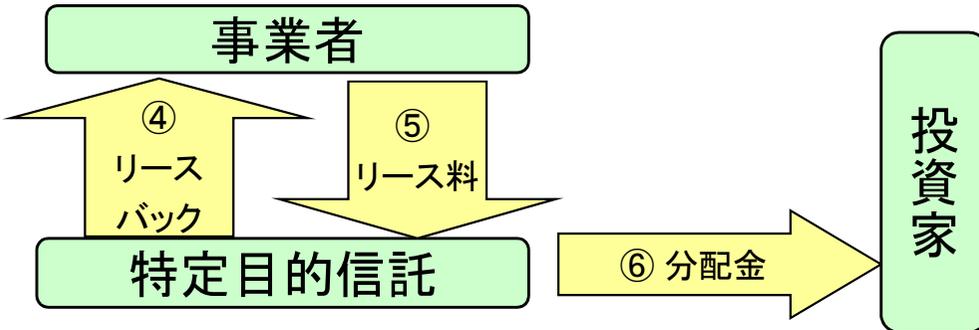
「日本版スーク」の発行スキーム例

【発行時】



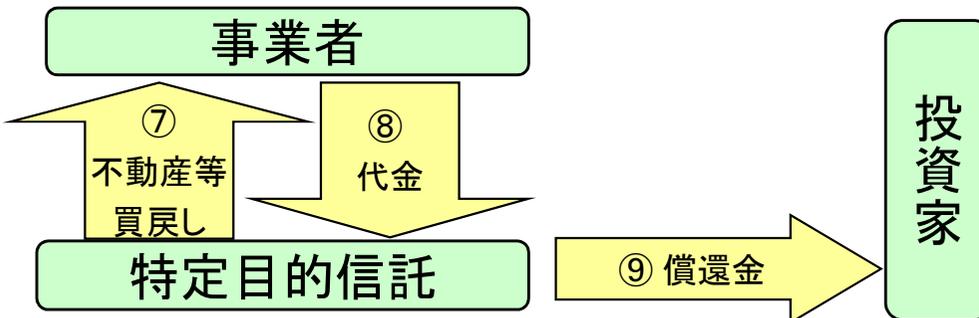
- ① 事業者は、所有する不動産等を特定目的信託に信託。
- ② 特定目的信託は、事業者に対し、「日本版スーク」を発行する。
- ③ 事業者は、投資家に対し、「日本版スーク」を交付する。

【発行後・償還前】



- ④ 特定目的信託は、事業者に対し、受託した不動産をリースバックする。
- ⑤ 事業者は、特定目的信託に対し、リース料を支払う。
- ⑥ 特定目的信託は、投資家に対し、リース料を原資とする分配金を支払う。

【償還時】



- ⑦ 事業者は、特定目的信託から、信託した不動産等を買戻す。
- ⑧ 事業者は、特定目的信託に対し、不動産等の買戻代金を支払う。
- ⑨ 特定目的信託は、投資家に対し、不動産等の代金を原資とする償還金を支払う。

〔その他の要望項目(1)〕 ◇は日切れ関連

【銀行等関係】

- ◆ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ
- ◆ 受取配当等の益金不算入制度の見直しへの対応 〔金融庁主担、農水省が共同要望〕
- ◇ 預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◇ 金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◆ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ

【保険関係】

- ◆ 生命保険料控除制度の拡充
- ◆ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
- ◆ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持

【証券関係】

- ◆ 投資法人に係る税制優遇措置の拡充 〔金融庁主担、環境省が共同要望〕
- ◆ 上場株式等の相続税評価の見直し
- ◆ 一時差異等調整引当額についての所要の措置 〔金融庁主担、国交省が共同要望〕
- ◆ 上場株式等の口座間移管に要する「移管依頼書」の記載事項の見直し
- ◆ 非居住者への相続に係る譲渡所得課税に関する所要の措置

〔その他の要望項目(2)〕 ◇は日切れ関連

【信託関係】

- ◆ 「信託に関する受益者別調書」を不要とする措置
- ◆ 信託受益権の質的分割に係る所要の措置

【国際課税関係】

- ◆ 国境を越えた役務提供等に対する消費税の見直し
- ◆ 外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し
- ◆ 海外の組織体(パートナーシップ等)を通じた投資の円滑化に資するための措置
- ◆ 店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の円滑な導入に向けた所要の措置
- ◆ 投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し 〔金融庁主担、国交省が共同要望〕

【復興関係】

- ◇ 被災地の地方公共団体が委託者となる土地信託の登録免許税の免税措置の延長
〔金融庁主担、国交省が共同要望〕
- ◇ 日本版レベニュー債の受取利子に係る非課税措置の延長

【共同要望項目(他府省主担)】

- ◆ 確定給付年金制度の見直しに伴う所要の措置 〔厚労省主担、金融庁・経産省が共同要望〕
- ◆ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充 〔内閣府主担、金融庁が共同要望〕